

相 楽 都 市 計 画

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

平成 1 9 年 1 1 月

京 都 府

《 目 次 》

1	都市計画の目標	・ ・ ・ ・ 1
2	区域区分の有無及び方針	・ ・ ・ ・ 3
3	土地利用の方針	・ ・ ・ ・ 4
4	都市施設の方針	・ ・ ・ 9
5	市街地開発事業の方針	・ ・ ・ 14
6	自然環境の整備又は保全に関する方針	・ ・ ・ 16

付 図

1 都市計画の目標

(1) 都市づくりの基本理念

本区域は、飛鳥から奈良、京都に至る日本文化発祥地域の歴史軸上に位置することなどから、古くから交通の要衝として発達してきた歴史をもち、区域の中央を流下する木津川をはじめとする豊かな自然環境を有する区域である。広域的には、京都府、大阪府及び奈良県にまたがる、未来を拓く知の創造都市を目指した「関西文化学術研究都市」の中心を担う地域であり、近年は、京奈和自動車道及びJR奈良線等の広域交通網の整備が進み、京阪神大都市圏との時間距離の短縮や、隣接府県、府域内相互の交流・連携が強化されており、立地特性を活かした都市づくりが期待される。

将来の都市づくりにおいては、豊かな風土と知恵とが会う広域交流圏の中核都市として、農業的土地利用との整合を図り計画的・合理的な土地利用の実現と効果的な都市基盤整備により秩序ある市街地形成を進めるとともに、次の基本理念に基づき都市づくりを進める。

- ① 関西文化学術研究都市建設と連携した職住近接を備えた一体的な都市づくり
- ② 広域交通網の整備を活かした産業基盤のある自立した都市づくり
- ③ 公共交通機関を活かして、都市の中心性を高め、機能的な都市活動ができるコンパクトな都市づくり
- ④ 中心市街地の賑わいと活力基盤のある都市づくり
- ⑤ 都市基盤等これまでに培ってきた成果を活かした都市づくり
- ⑥ 環境への負荷の低減を図る環境にやさしい都市づくり
- ⑦ だれもが安心・安全で健やかに暮らすことができる良好な住宅・住環境のある都市づくり
- ⑧ 地域特性や地域資源を活かした個性のある都市づくり
- ⑨ 他都市地域との広域的な連携と交流を推進する都市づくり
- ⑩ 情報化、国際化の進展に対応できる交流拠点のある都市づくり
- ⑪ 住民、民間、行政等の協働による魅力ある地域社会を実現する都市づくり
- ⑫ 自然環境や歴史的環境の保全と活用を図り、美しい景観のある都市づくり

(2) 区域の将来像

本区域は、区域の中心部を木津川が流れ、左岸側は関西文化学術研究都市建設による文化・学術・研究等の高次都市機能の集積と良好な住宅地整備が進められていると同時に、既成市街地における都市基盤整備も進んできている。一方、右岸側は、旧街道を中心とした沿道に既成市街地が形成され、恭仁京跡及び椿井大塚山古墳等をはじめとする豊かな歴史・文化・自然環境などの固有資源を有する地域が広がっている。このような特徴的な都市構造を有していることから、それぞれの地域が個性を活かしたまちづくりを進めつつ、両岸地域が一体となった広域的な都市圏の形成が課題となっている。

また、既存地域においては、少子化・高齢化、既存店舗の減少等により、地域活力やコミュニティの維持が困難となってきた地域もあり、市街地内の低未利用地の活用、公共交通サービスの質的向上、交通渋滞の解消、密集市街地における公共施設整備等への対応が必要となっている。

本区域の地域特性を踏まえ、将来像を次のとおりとする。

◆**府域内及び府県域を越えた広域的連携や交流の推進**

文化学術研究地区及びその周辺地域や隣接する木津川右岸地域等がそれぞれの個性を活かしたまちづくりを進めつつ、幹線道路及び鉄道等の広域交通網の整備を一層推進することにより、さまざまな分野における広域的連携を進め、地域が一体となった広域的な都市圏の形成を目指す。

◆**産・学・官の連携による地域活力の創出**

文化創造の中核拠点、学術研究の国際的な情報拠点、研究成果の産業化促進及び新産業創出拠点の形成を図るため、未来を拓く知の創造都市にふさわしい公共交通体系や都市の玄関口及びアクセス拠点の整備等の都市機能の整備・充実等を進めることにより、今後も、文化・学術研究機能及び良好な都市・居住機能の一層の充実・強化を図り、職住近接を備えた21世紀に誇れる都市を目指す。

◆**楽しさと賑わいのあるまちづくり**

合理的な土地利用規制による民間建築物の適正な立地の誘導や、市街地開発事業等により駅周辺や商店街の整備を進め、これらを中心に楽しさと賑わいのあるまちづくりを目指す。

また、都市の玄関口としての駅やバスターミナル等の交通結節点の機能強化により、交通便利性の高いまちづくりを目指す。

◆**豊かな歴史・文化・自然と調和する都市環境**

市街地内の面的開発事業と一体となった緑化の推進、当尾地区等の歴史的景観の保全、木津川沿川地域の自然歩道等のネットワーク化等により、21世紀のパイロットモデル都市としての先進的な都市環境と古くから育まれてきた豊かな歴史・文化・自然環境との調和のとれたまちづくりを目指す。

2 区域区分の有無及び方針

(1) 区域区分の有無

本都市計画区域に区域区分を定める。なお、その理由は次のとおり。

- ・本区域は近畿圏整備法（昭和38年法律第129号）に基づく近郊整備区域に指定されており、都市計画法により区域区分を定めることとされている。
- ・今後とも人口、産業出荷額等は引き続き増加傾向が予想され、更に、関西文化学術研究地区内をはじめとして市街地開発事業等が実施あるいは予定されていることから、市街地拡大圧力が高いと判断される。
- ・今後とも、市街地内において、良好な住環境形成に資する都市基盤施設の整備を重点的かつ効率的に行うことが必要である。
- ・本区域の市街地を取り囲む自然環境は、貴重な緑の資源であり、また、独特の風致景観を形成しており、無秩序な開発を抑制する土地利用の適正な規制による保全が必要である。

(2) 区域区分の方針

① おおむねの人口

本区域の将来におけるおおむねの人口を次のとおり想定する。

区 分	平成12年	平成27年
都市計画区域内人口	85.1千人	おおむね126.2千人
市街化区域内人口	71.3千人	おおむね114.0千人

*市街化区域内人口は、保留された人口を含む。

② 産業の規模

本区域の将来における産業の規模を次のとおり想定する。

		平成12年	平成27年
生産規模	工業出荷額	388億円	516億円
	卸小売販売額	632億円	692億円
就業構造	第1次産業	2.0千人 (5.1%)	1.1千人 (1.9%)
	第2次産業	9.9千人 (25.0%)	14.2千人 (25.4%)
	第3次産業	27.7千人 (69.9%)	40.6千人 (72.7%)

③ 市街地の規模

本区域における人口及び産業の見通しに基づき、かつ市街化区域の現況及び動向を勘案し、市街化区域のおおむねの規模を次のとおり想定する。

年 次	平成27年
市街化区域面積	2,466 h a

*市街地の規模には保留人口フレームに相当する面積は含まない。

3 土地利用の方針

(1) 主要用途の配置の方針

①業務地（官公庁施設）

官公庁施設は、市町役場を中心に集積しており、今後もこれらの地区を中心に業務地の形成、機能向上を図る。木津川市においては、J R 木津駅前地区、上狛地区、加茂駅前地区に、精華町においては J R 祝園駅西地区に業務地の配置を図る。

②商業地

既成市街地においては、J R 木津駅、祝園駅、近鉄山田川駅、高の原駅、新祝園駅、狛田駅、J R 上狛駅、棚倉駅及び加茂駅の各鉄道駅周辺の地区に商業地が形成されており、後背地としての新市街地の形成に伴う圏域の広がりに応じて商業地の拡充と商業機能の向上を図り、J R 祝園駅西地区においても商業拠点として計画的整備を図る。

また新市街地では、関西文化学術研究都市の精華・西木津地区及び木津地区のセンターゾーンに商業地を配置し、既存商業核との連携を図りながら関西文化学術研究都市における都市活動を支える高次の商業機能の整備を進める。

③工業地

既成市街地の J R 木津駅周辺、上狛地区（国道 24 号沿道等）及び国道 24 号沿道の山城町南部地域に工業地を配置し、環境の保全に配慮しつつ機能的な工業地の形成を図る。

④文化学術研究ゾーン

関西文化学術研究都市（京都府域）の建設に関する計画に基づき、文化学術研究施設、文化学術研究交流施設、研究開発型産業施設等の整備を図る。

精華・西木津地区は関西文化学術研究都市の中央部に位置することから都市の中心地区と位置付け、中枢的な文化学術研究機能、文化学術研究交流機能、研究開発型産業機能の集積を図る。木津地区には主として自然科学系の文化学術研究機能、研究開発型産業機能等からなる研究開発、先端産業の拠点として整備を推進する。平城・相楽地区（京都府域）には生活関連の文化学術研究機能の配置を図り、複合的都市機能、情報発信機能を備えた先導的地区としての整備を図る。南田辺・狛田地区（精華町域）には、文化学術研究機能や研究開発型産業機能の配置を図る。

⑤住宅地

既成市街地及びその周辺については、今後とも居住環境の維持、改善に努め良好な住宅地として整備する。さらに、現在土地区画整理事業が施行されている木津地区（一部）、J R 祝園駅西地区等については計画的な住宅市街地の形成と良好な住環境の保全を図る。また、今後新たに開発する住宅地は、関西文化学術研究都市である木津地区及び南田辺・狛田地区（精華町域）、近鉄狛田駅東地区並びに菅井・植田地区等に配置し、緑の豊かなやすらぎのある住宅地の形成を図る。

(2) 市街地における建築物の密度の構成に関する方針

用途 \ 区域	高密度利用を図るべき区域	低密度利用を図るべき区域
業務地	J R 木津駅前地区、祝園駅西地区、上狛地区及び J R 加茂駅前地区の各市町役場周辺	
商業地	J R 木津駅、近鉄山田川駅、高の原駅、J R 祝園駅、近鉄新祝園駅、近鉄狛田駅、J R 下狛駅、上狛駅、棚倉駅及び加茂駅の各周辺地区 精華・西木津地区及び木津地区各センターゾーン	
工業地		J R 木津駅周辺地区、上狛地区、国道 24 号沿道地区
文化学術研究地区		精華・西木津地区、木津地区、平城・相楽地区（京都府域）、南田辺・狛田地区（精華町域）
住宅地		平城・相楽地区（京都府域）、精華・西木津地区、木津地区、南田辺・狛田地区（精華町域）、古田地区、南加茂台地区

(3) 市街地における住宅建設の方針

すべての世帯がそれぞれの家族構成、所得、居住地に応じた適正な水準の住宅を適正な負担で、良好な住環境の中に確保できるようにすることを基本として、豊かさを実感できる地域社会の実現を図る。

そのため、市街化の熟度に応じた地域の課題を明らかにした上で、住生活基本計画等に基づき地域の特性を活かし、既存の住宅ストックの適正な活用も図りながら、安心して暮らせるまちづくり、住宅・住環境づくりを推進する。

また、少子化が進む一方で高齢社会を迎え、各世代がそれぞれに持つ多様な住宅に関する要求に応えるため、住宅政策のみならず、福祉・医療・安全等、総合的な視点からのまちづくりを推進し、高齢者はもとより若者や中堅勤労者等多様な世代による良好な地域コミュニティの実現を目指した、多世代都市居住のまちづくりの展開を図る。

なお、既成市街地においては、その整序を進めながら定住性の高い良好な住宅市街地の再生を推進する。

区分	住区分の考え方	主な地区	整備方針
既成市街地	小学校区等日常生活圏を単位とする。	J R木津駅、近鉄山田川駅、J R祝園駅、近鉄狛田駅、J R上狛駅、棚倉駅、加茂駅各周辺地区 相楽地区 南加茂台地区	既存コミュニティの保全に配慮しながら、土地区画整理事業等による道路、公園等の基盤施設の整備や官公庁をはじめとする公共・公益施設、商業・サービス施設等の整備を促進することにより居住環境の改善に努める。 特に、関西文化学術研究都市・開発関連整備区域として位置づけられている地区については、交通拠点及び商業拠点として駅前広場や商業機能等の計画的整備を促進する。
市進街行化地域		木津地区（木津中央及び南地区）、精華・西木津地区	適切なコミュニティの形成に配慮した道路、公園等の整備を図るとともに、近隣センターを適切に配置し、地区計画等を活用して良好な市街地を形成する。
新市街地		木津地区（木津北及び東地区）、南田辺・狛田地区（精華町域） 菅井植田地区	適切なコミュニティの形成に配慮しながら、土地区画整理事業等の面的整備により公共施設の先行的整備を進める。 併せて、地区計画等を活用して良好な市街地の形成を誘導する。

（４）特に配慮すべき問題等を有する市街地の土地利用の方針

①まちなか再生に関する方針

人口減少時代の到来や少子高齢社会の進展等の社会的な背景を踏まえ、これまで整備された公共交通機関など都市基盤の既存ストックを活かしたまちづくりを推進するとともに、計画的に整備されたまちづくりを活かし、誰もが暮らしやすく、機能的な都市活動ができる「まちなか」再生を図る。

また、中心市街地の活性化を目指す「地域商業ガイドライン」に沿って、特定大規模建築物の郊外立地を抑制する。

②土地の高度利用に関する方針

本区域の中心地区であるJ R木津駅前地区や関西文化学術研究都市の玄関口となるJ R祝園駅周辺については、土地区画整理事業等による都市基盤施設の整備を進め、市街地の安全性及び利便性を確保して都市機能の集積と土地利用の合理的で健全な高密度・高度利用を図る。

③用途転換、用途純化又は用途の複合化に関する方針

土地利用の動向及び都市基盤、面的開発事業等の整備状況を踏まえ、居住環境の改善、適切な土地利用の促進等を図るため、随時かつ的確な地域地区指定の見直しを図る。

既成市街地で農住工が混在する地域については、残存農地の整序を図りながら、地区計画

等によるきめ細かな土地利用の誘導を行い、居住環境の改善と生産環境の維持・増進を図る。

都市活動の増進のために、商業・業務機能が集積する駅周辺地区においては、まちづくり等の計画に応じて、居住や交流機能などの用途の複合化を図る。

暫定的に用途地域が指定されている関西文化学術研究都市の文化学術研究地区においては、計画の具体化に対応した用途転換を図る。

④居住環境の改善又は維持に関する方針

既成市街地中心部等において木造建物が密集し、公共施設の整備が必要な地区については、総合的な住環境整備事業の導入を検討し、居住環境の改善を図る。

また、防犯機能の向上のため、地区計画の活用や都市基盤整備により、地域コミュニティの維持・形成に配慮した空間改善に努める。

さらに、土砂災害防止の観点から、危険が想定される地区への新たな住宅等の立地の抑制を行う。

⑤市街化区域内の緑地又は都市の風致の維持に関する方針

地域の生活に密接に結びつき、優れた郷土景観を形成する関西文化学術研究都市周辺の里山について、その保全を図るとともに、身近に自然に親しめる場としての活用を検討する。

⑥市街地景観の形成に関する方針

景観法を活用した実効性ある景観誘導の取組を促進するとともに、地域の個性と特色を生かした良好な景観の形成に関する取組を総合的に推進することにより、潤いのある豊かな生活環境の創造及び個性的で活力ある地域社会の実現を図る。

(5) 市街化調整区域の土地利用の方針

①優良な農地との健全な調和に関する方針

精華町川西地区平野部、木津川市の山松川及び鹿川流域平地部、加茂町瓶原地区、山城町綺田地区等の農地は、今後とも優良農地として保全を図る。

②災害防止の観点から必要な市街化の抑制に関する方針

木津川市梅谷地区並びに山城町綺田地区及び神童子地区の一部の丘陵地等における山林は土砂流出防止の機能を維持するため、今後ともこれを保全する。

また、土砂災害防止の観点から、危険が想定される地区への新たな住宅等の立地の抑制を行う。

③自然環境形成の観点から必要な保全に関する方針

本区域の自然景観の骨格を構成している木津川及び東部山地、西部丘陵地、南部の平城山丘陵地の各区域を自然環境形成上重要な緑地として位置づけ、その保全、整備を図る。

④秩序ある都市的土地利用の実現に関する方針

ア 関西文化学術研究都市区域

関西文化学術研究都市は、関西文化学術研究都市（京都府域）の建設に関する計画に基づき計画的な建設が進められている。

このうち、文化学術研究地区である南田辺・狛田地区（精華町域）の一部、木津地区、精華・西木津地区及び平城・相楽地区（京都府域）については既に市街化区域であり計画的な整備が進んでいる。

また、南田辺・狛田地区（精華町域）や精華・西木津地区のうち、まだ市街化調整区域である狛田西地区についても関西文化学術研究都市（京都府域）の建設に関する計画に基づき整備を進めるものであり、農林漁業等との調和を図りつつ、計画的な市街地整備の見通しが明らかになった時点において、市街化区域に編入する。

また、蔭山・水落地区、乾谷谷々地区及び関連整備区域である菅井・植田地区についても、農林漁業等との調整を図った上で、計画的な市街地整備の見通しが明らかになった時点において、市街化区域に編入する。

イ その他

精華町北中部地域については、農林漁業等との調整を図った上で、工業地として計画的な市街地整備の見通しが明らかになった時点において、市街化区域に編入する。

また、山城町東部丘陵地についても、防災や自然環境保全を重視しながら関西文化学術研究都市と一体となった産業文化公園都市ゾーンの形成を検討する。

その他、瓶原地区において、居住環境と営農条件の調和した集落地域の計画的な整備を図る。

4 都市施設の方針

(1) 交通施設

①基本方針

府域内及び府県域を越えた広域的連携や交流の推進、産・学・官の連携による地域活力の創出を目指し、学研都市連絡道路をはじめとする広域幹線道路や学研地区の各クラスター間及び木津川右岸・左岸を結ぶ(都)山手幹線、(都)東中央線等の幹線道路の整備促進を図るとともに、JR奈良線、片町線の高速化・複線化、関西本線の近代化及び駅舎整備、けいはんな線の木津方面への延伸や祝園分岐の具体化等、順次の鉄道網整備に向け取り組む。

楽しさと賑わいのあるまちづくりの実現を目指し、交通結節点である近鉄線やJR線の駅前広場や(都)木津駅前線等の駅へのアクセス道路等の整備を進める。

また、道路の整備に当たっては、道路が優れた都市景観の形成や地域の防災性の向上に果たす役割についても十分に配慮するとともに、ユニバーサルデザインに配慮し、高齢者や障害のある人にとっても安心して快適に過ごせるまちづくりを目指す。

②整備水準の目標

ア 道路

都市計画道路のうち市街化区域内の幹線街路(56.8km)について、
現況(平成12年) 整備済み延長 31.1km 整備率 55%であるが、
平成27年には、約85%を目標に整備を進める。

幹線街路の整備目標

	平成12年実績	平成27年整備目標
整備率	55%	約85%

③整備方針

ア 道路

広域幹線道路としては、学研都市連絡道路及び京奈和自動車道の整備を図る。

幹線道路としては、国道24号、国道163号、(都)奈良加茂線、(都)東中央線、(都)山手幹線、(都)天神山線、(都)上狛城陽線等の整備を進めるとともに、宇治木津線の検討を行う。

交通結節点である駅前広場については、JR奈良線、JR片町線、JR関西本線、近鉄京都線の主要な駅において整備を進める。

イ 鉄道

輸送力の増強、利便性の向上を目指し、鉄道と自動車との適正な分担、補完関係の確立を図りJR奈良線の複線化、JR片町線の高速化・複線化の段階的な整備や、JR関西本線の近代化促進を図る。

また、けいはんな線の延伸計画について、整備の検討を深める。

ウ 交通需要管理

多様化する交通需要に対応して、安全かつ快適な交通環境を確保するためには、施設整備だけでなく既存の交通施設の有効利用が必要である。そのため交通規制や誘導等を体系的に組み合わせた交通需要の管理を充実させ、バス等の中量輸送交通機関の利用促進を図る。

④主要な施設の整備目標

おおむね10年以内に実施することを予定する主要な事業（施行中のものを含む。）は、次のとおりとする。

ア 道路

事業名	路線名
道路事業 又は 街路事業	学研都市連絡道路、京奈和自動車道、国道163号 (都)下狛駅前線、(都)加茂駅前線、(都)東中央線、(都)木津駅前線、 (都)山手幹線、(都)生駒柘榴線、(都)天神山線、(都)木津東西線、(都) 木津南北線、(都)上狛城陽線、(都)木津駅前東線、(都)木津駅北線、 (都)船屋北線

※(都)：都市計画道路を表す。

イ 鉄道

路線名	備考
J R 奈良線	複線化
J R 片町線	高速化・複線化
J R 関西本線	近代化

(2) 下水道

①基本方針

長期的視点から計画的な整備を行う必要があり、また、計画調整や地域社会の合意形成を図るため、積極的に都市計画に位置付けることを基本とする。

本区域においては生活環境の改善と公共用水域の水質保全を図る観点から、木津川流域下水道及び木津川上流流域下水道並びに各市町の公共下水道計画に基づき下水道の整備を図る。

また、浸水防除の観点から公共下水道雨水対策事業の整備を図る。

さらに、水循環システムの健全化を図りより良好な都市の水環境を創出する観点から、高度処理の導入等により下水道の質的向上を図るとともに、老朽化した管渠や処理施設等の計画的な更新・改築を図る。

なお、汚水処理施設を効率的に整備するため、浄化槽による整備との調整を図り、最適な整備手法を選定する。

②整備水準の目標

流域関連公共下水道及び各市町の公共下水道の整備を図り、処理区の拡大に努める。

木津川流域下水道及び木津川上流流域下水道の終末処理場において、高度処理の導入を図り、公共用水域の水質保全に努める。

また、公共下水道雨水対策事業の整備を図る。

汚水処理に係る整備目標

	平成12年実績	平成27年整備目標
普及率	64%	95%

*普及率：下水道整備区域内行政人口に対する同区域内の処理人口の比率

③整備方針

木津川上流流域下水道の終末処理場及び幹線管渠の整備を推進し、木津川流域下水道の終末処理場においては、高度処理をはじめ下水処理の技術の開発を進めるとともに、老朽化施設の計画的な更新・改築を図る。

木津川市及び精華町の流域関連公共下水道及び木津川市単独公共下水道の計画処理区域内の早期整備を目指す。

雨水対策については、各市町の公共下水道雨水対策で継続して整備に努める。

④主要な施設の整備目標

おおむね10年以内実施することを予定する主要な事業（施行中のものを含む。）は、次のとおりとする。

種別	事業名	事業箇所		
下水道 (汚水)	流域下水道事業 (木津川)	終末処理場	洛南浄化センター	
	流域下水道事業 (木津川上流)	終末処理場 幹線管渠	木津川上流浄化センター 下狛幹線	
	公共下水道事業	流域 関連	木津川市	洛南処理区
			木津川市 精華町	木津川上流処理区 〃
	単独	木津川市	加茂処理区	
下水道 (雨水)	公共下水道事業	木津川市 精華町	鹿川排水区他 九百石川排水区他	

(3) 河川

①基本方針

災害に強く安全で安心な暮らしを守る地域づくりを進める観点から、既成市街地の浸水防止を基本に都市化の進展に対応した治水施設の整備を進める。具体的には、流域の土地利用の動向や関連河川の整備状況を勘案して、河川流域が本来有している保水・遊水機能の維持・確保を積極的に図るとともに、河川の改修等のハード対策及び情報伝達等のソフト対策の両面での総合的な治水対策を河川整備計画等に基づき進める。併せて、水と緑のオープンスペースを持つ河川の環境機能を都市環境の一環として評価し、水辺環境の保全に努めるとともに、良好な水辺空間の創出を図る。

②整備水準の目標

本区域は、一級水系淀川の流域にあるが、当面、時間雨量50mm相当の降雨に対する治水上の安全を確保することを目標に、都市部の重要な河川を中心に河川改修に合わせた流出抑制施策を講じ、総合的な治水対策を進める。また、併せて河川環境の整備と保全を図る。

③整備方針

本区域は、淀川の三大支川の一つである木津川の沿川に既成市街地が発展しており、木津川に流入する中小の河川の多くは、後背地の丘陵地の排水を受け木津川に直接流入する天井川の形態を成している。

近年、この丘陵地の開発が進んでおり、井関川、煤谷川等の河川の改修を推進するとともに、河川が本来持っている保水・遊水機能を維持・確保するための流出抑制を図り、総合的な治水対策を進めていく。

④主要な施設の整備目標

おおむね10年以内に実施することを予定する主要な事業（施行中のものを含む。）は、次のとおりとする。

種別	事業名	事業箇所
河川	河川改修事業	一級河川 木津川、煤谷川、井関川、赤田川、大井手川

（４）その他の都市施設

①基本方針

自然と共生するやさしい都市づくりを目指し、都市機能の円滑な更新と自然・生活環境の保全・整備を図る。

総量規制的発想に立った、ごみ減量目標の設定とその目標達成に向け、住民や事業者との連携により、ごみの減量・リサイクルを推進することを基本に、将来の適正なごみ処理量に対応する施設整備を、適正配置や道路状況等を総合的に考慮して推進する。

また、本格的な高齢社会を迎える中で、都市活動の向上や都市生活の魅力を高めるため、誰もが暮らしやすく、人にやさしいまちづくりの推進を図る。

さらに、保健・医療・福祉施設については各種機能を備えた総合的施設として適性に配置し、文化・スポーツ施設を整備するとともに、日常の生活を円滑に営むことができ、災害時にも安全を確保することができるような生活関連公共・公益施設の整備を推進する。

本区域内の将来の人口分布、市街地形態に即した公共施設の長期的配置計画を基本とし、今後の市街化動向に応じつつバランスのとれた施設整備を図る。

②整備方針

ア ごみ処理施設

現有施設については、施設の更新時期に合わせ、関西文化学術研究都市の建設等による人口の増加に対応できる施設を設けるとともに、処理の広域化に向けた検討を進める。

イ 学校

新市街地での人口定着及び少子化動向を見据え、小学校と中学校を整備する。

③主要な施設の整備目標

おおむね10年以内を実施することを予定する主要な事業（施行中のものを含む。）は、次のとおりとする。

ア 学校

小学校は木津中央地区で、また、中学校は木津川台地区若しくは木津南地区での整備を検討する。

5 市街地開発事業の方針

(1) 基本方針

本区域は、京都、大阪、奈良の中心部から近く、各方面からの住宅・宅地需要が依然として根強いいため、無秩序な市街地の形成を防止し、計画的な市街地の形成を誘導する必要がある。

また、本区域のうち木津町域及び精華町域については、関西文化学術研究都市の中心的地域として位置づけられており、地域の持つ豊かな歴史的、文化的遺産を活かしつつ、文化学術研究地区と周辺地区との調和を図り、計画的な整備により均衡ある市街地の発展を図る必要がある。

市街地の整備に関しては、優れた都市景観の保全・形成をはじめとした地域特性を生かした個性あるまちづくりを推進することとし、京都・大阪の近郊地域として市街化の圧力が高いことから、既成市街地周辺部において、低・未利用地の計画的な整備を進める。

また、関西文化学術研究都市の建設を促進するとともに、関連する既成市街地中心部等の整備も推進し、市街地の均衡ある発展を図る。

特に、住宅及び住宅地の供給促進を図るため、市街地の特性や公共施設の整備状況に応じた的確な施策を展開する。既成市街地においては、市街地開発事業等の面的整備事業により防災性の高い、安心して安全な市街地への更新を促進するとともに、新市街地においても、土地区画整理事業等の面的整備事業により計画的な住宅地の形成を推進する。また、市街化区域内の農地や低・未利用地等についても、土地区画整理事業等の面的整備事業や地区計画等を活用した土地の有効・高度利用により良好な住宅地の形成を誘導する。

(2) 整備方針

①新市街地及び市街化進行地域

新規に市街化区域に編入する地区を含めて、今後新たに市街化が予想される区域については、都市化圧力の動向を見ながら、土地区画整理事業等を実施するとともに地区計画等を活用し、適切な都市基盤施設の整備を図り、周辺地域との調和や防災及び環境保全等に十分配慮した秩序ある市街地の形成を進める。

また、関西文化学術研究都市においては、文化・学術・研究や先端産業、研究開発型産業の拠点となる高次都市機能の集積と良好な居住環境が調和した市街地形成を目指す。

さらに、鉄道駅周辺等の既成市街地周辺でまとまった未利用地が残され、公共施設の整備が必要な地区についても土地区画整理事業等の面的整備を推進するとともに、地区計画等の活用により先行的な公共施設の確保と良好な市街地の形成を誘導する。

②既成市街地

各種交通の結節点である鉄道駅周辺地区については、土地区画整理事業等による都市基盤施設の整備を進め、市街地の安全性及び利便性を確保して都市機能の集積と土地利用の合理的で健全な高密度・高度利用を図る。

既成市街地で農住工が混在する地域については、残存農地の整序を図りながら、土地区画整理事業との一体的な整備、地区計画等によるきめ細かな土地利用の誘導を行い、居住環境の改善と生産環境の維持・増進を図る。

また、既成市街地中心部等において、木造建物が密集し、公共施設の整備が必要な地区に

については、面的整備事業や地区計画等の活用により、安心して安全なまちづくりを推進し、居住環境の改善を誘導する。

(3) 市街地整備の目標

おおむね10年以内を実施することを予定する主要な事業（施行中のものを含む。）は、次のとおりとする。

事業名	地区名
土地区画整理事業等	木津地区、JR木津駅前地区、近鉄狛田駅東地区 南田辺・狛田地区（精華町域）、精華・西木津地区、 菅井・植田地区

6 自然環境の整備又は保全に関する方針

(1) 基本方針

水辺やみどりの空間は、自然とのふれあいや日頃の休養や運動、広域的な保養やハイキング等の場となるレクリエーションの機能、優れた自然環境やうるおいのある都市環境を形成する環境保全の機能、そして、地域を特徴づける風景や歴史的な景観を形成する景観形成の機能、また、災害時の被害の緩和や避難地、防災活動の拠点としての防災の機能等様々な役割を担っている。

このような水とみどりの役割を基本としながら、古い歴史を有する京都独自の文化の継承と発展につながる水とみどり、京都らしい風景を生み出す水とみどりの保全と創出にも留意し、また、地球環境問題や少子化・高齢問題への対応、都市の再生といった視点も踏まえ、次の5つの観点に基づき、水とみどりの保全と創出によるうるおいあるまちづくりを目指す。

- ・ ころとからだをはぐくむみどりの保全と創出
- ・ やすらぎとうるおいを感じるみどりの保全と創出
- ・ いきものを守り育てるみどりの保全と創出
- ・ 暮らしを守るみどりの保全と創出
- ・ 京都らしさを感じるみどりの保全と創出

特に地域特性を考慮し、「新都市のみどりあふれる環境の形成と豊かな水辺とみどりを活用した自然レクリエーションゾーンの形成」を目指して水とみどりの施策を推進する。

①緑地の確保目標面積

緑地の確保目標面積 (平成27年)	将来市街化区域面積に対する割合		都市計画区域面積に対する割合	
	緑地確保目標面積	割合	緑地確保目標面積	割合
	約200 h a	約8%	約1,200 h a	約13%

②都市公園等の施設として整備すべき緑地の確保目標水準

	平成12年実績	平成27年整備目標
都市計画区域人口	約14.7㎡/人	約19.4㎡/人
1人当たり整備面積	(約10.2㎡/人)	(約13.2㎡/人)

* () は都市公園法で規定する都市公園

(2) 主要な緑地の配置方針

ア ころとからだをはぐくむみどりの保全と創出

- 身近な歩いていける範囲に、誰もが気軽に利用できる公園や遊歩道、水辺空間等の水とみどりの拠点をつくる。
- 市街地周辺の樹林地や水辺等、日常的に自然にふれあえる水とみどりを保全し、自然に親しめる施設の整備を進める。
- スポーツやレクリエーション等の余暇活動の拠点となる公園等を整備する。
- 自然歩道や自転車道により水とみどりを結ぶネットワークを形成する。

イ やすらぎとうるおいを感じるみどりの保全と創出

- うるおいのある風景を形成する森林や河川等水とみどりの自然景観を保全する。
- 市街地周辺の里山や遺跡等と一体となって歴史的景観を形成する樹林地等、市街地の背景となるみどりを保全する。
- 鎮守の森や名木、巨樹等、都市のランドマークとなるみどりを保全する。
- 都市の景観の重要な構成要素となるターミナル周辺や大規模な公共施設等において緑化を推進し、みどりのシンボルを形成する。
- 公園や水辺空間の整備、道路や学校等の公共公益施設の緑化に加え、生け垣の設置、屋上緑化等民有地の緑化を進め、みどり豊かなうるおいのある都市景観を形成する。

ウ いきものを守り育てるみどりの保全と創出

- 水とみどりの骨格となる、森林、河川等、多様な自然環境の保全を図る。
- 貴重な動植物の生息・生育環境を保全する。
- 市街地周辺の里山等の樹林地、河川やため池等の水辺、農地等、多様な生物をはぐくむ自然環境を保全する。
- 市街地内においても、水辺や公園等のオープンスペースを活用し、多様な生物の生息空間を創出する。
- 森林、公園、ため池、河川空間等の連携により、野生生物の移動ルート等となる自然生態系ネットワークを形成する。

エ くらしを守るみどりの保全と創出

- 地域防災計画との整合を図りながら、地震災害時の避難地や防災活動拠点となる公園、延焼防止帯や避難路となる緑地等を整備する。
- 公共公益施設の緑化や住宅地や業務地等民有地の緑化を進め、みどりやオープンスペースの特性を活かした災害に強い街づくりを進める。
- 市街地、集落周辺の急斜面の樹林地等みどりの保全を図る。
- 市街地内の河川、農地、樹林地や市街地周辺の里山、河畔林等、都市気象の緩和に資する水とみどりを保全する。
- 工業団地周辺の緩衝緑地帯や高速道路、鉄道沿線の環境緑地帯等、都市の環境を改善するみどりの保全と創出を進める。

オ 京都らしさを感じるみどりの保全と創出

- 指定・登録文化財をはじめとする豊かな歴史・文化遺産と一体をなすみどりや、京都の自然200選等の京都を代表する自然環境を保全する。
- 清流や河畔、まちの背景を構成する山並みや里山等、京都らしい景観を形成する水とみどりを保全する。
- 竹林、茶畑等、人々の暮らしと一体となって特徴的な地域景観を形成するみどりを保全する。
- 新たなまちづくりにおいても、地域の歴史、文化や自然景観に配慮し、それぞれの地域の個性的な水とみどりの景観を創出する。

(3) 実現のための具体の都市計画制度の方針

人と水とみどりの共生する環境を実現するため、次の4つの方向から、骨格となるみどりの保全と活用を図り、自然環境や歴史資源、都市化の状況に応じた水とみどりの保全と創出を目指す。

- ・都市公園や水辺の整備を促進する。
- ・自然環境、自然景観を保全する。
- ・都市の緑化を推進する。
- ・水と緑のネットワークを形成する。

①公園緑地の配置方針の概要

種類	種別	配置方針の概要
住区基幹公園	街区公園	街区内に居住する者が容易に利用できるように約1.1haの整備を図る。
	近隣公園	近隣に居住する者が容易に利用できるように約3.1haの整備を図る。
	地区公園	徒歩圏内に居住する者が容易に利用できるように約6haの整備を図る。
緑地		木津川等の沿川地域において緑道等の整備を進めることにより、水とみどりのネットワークの形成を図る。 京阪奈丘陵等の豊かな自然環境の保全と活用を図るとともに、市街地に点在する小規模な緑地の保全を図る。

②地域制緑地の指定方針の概要

地区の種類	指定方針の概要
風致地区	加茂町当尾地区において新たな指定を検討し、昔ながらの里山等の優れた郷土景観の保全を図る。
その他	市街地を囲む周辺の山並みが構成する自然風景について条例による地区指定等により、積極的に保全を図る。

(4) 主要な緑地の確保目標

今後おおむね10年以内に決定することを予定する地域地区及び整備することを予定する公園等は、次のとおりとする。

種別	名称等
施設緑地	住区基幹公園 上人ヶ平公園、南綺田公園、加茂公園 等